

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月15日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第11号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

第11条第1号の表普通券の項中「高速鉄道の駅」の右に「案内所」を加える。

第45条の2第2項中「60円」を「120円」に改め、「30円」を「60円」に改める。

第46条中「60円」を「120円」に改め、「30円」を「60円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

自動車線連絡普通運賃の種類		運賃の額（1人1回につき）
高速鉄道・自動車線連絡大人普通旅客運賃	1区	円 320
	2区	370
	3区	400
	4区	430
	5区	460
高速鉄道・自動車線連絡小児普通旅客運賃	1区	170
	2区	190
	3区	210
	4区	220
	5区	240

第2号様式中「高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券（乙・大人）」を「高速鉄道・自動車線連絡通学定期券（乙・大人）」に改め、「高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券（丙・小児）」を「高速鉄道・自動車線連絡通学定期券（丙・小児）」に改める。

第3号様式第2項を次のように改める。

2 機械により発行するもの

(1) 高速鉄道・鉄道線連絡学生団体券

団体名		種	
乗車日	年 月 日	理由()	
乗車区間		➡	
市交大人	人	大人	人
小児	人	小児	人
無賃級人員	人	無賃級人員	人
合計	人	合計	人
割引率	%	割引率	%
金額	円	金額	円
領収金額			
発	年 月 日		発行

(2) 高速鉄道・鉄道線連絡普通団体券

団体名		種	
乗車日	年 月 日	理由()	
乗車区間		➡	
市交大人	人	大人	人
小児	人	小児	人
無賃級人員	人	無賃級人員	人
合計	人	合計	人
割引率	%	割引率	%
金額	円	金額	円
領収金額			
発	年 月 日		発行

備考 縦5.6センチメートル，横11.9センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は，平成31年3月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程の規定にかかわらず，平成18年1月7日からこの改正規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに発売した乗合自動車から高速鉄道への自動車線連絡普通券を所持する旅客は，施行日から平成31年9月30日までの間に，別に定める場所において，当該連絡普通券を，施行日から発売する乗合自動車から高速鉄道への自動車線連絡普通券に交換し，その差額を受け取ることができるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか，この改正規程の施行に関し必要な経過措置は，管理者が定める。

(交通局営業推進室)